# 監 査 委 員 公 表

# 監査委員公表第5号

令和元年9月25日付H31-21000-00559の監査結果の報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年12月17日

長崎県監査委員 濵 本 磨殺穂 同 砺 山 和 仁 同 山 田 朋 子 同 山 本 由 夫 

 長崎県監査委員
 濵本
 磨毅穂
 様

 長崎県監査委員
 砺山
 和仁
 様

 長崎県監査委員
 山田
 朋子
 様

 長崎県監査委員
 山本
 由夫
 様

長崎県知事 中村 法道 印

令和元年度長崎県公営企業会計定期監査結果に 係る措置について(通知)

令和元年 9 月25日付け H31-21000-00559の監査結果の報告に基づき、別紙のとおり措置を講じたので通知します。

# 令和元年度長崎県公営企業会計定期監査結果に係る措置

会計:長崎県交通事業会計 所管部局:交通局

## 【1 指摘事項】

#### 監 査 の 結 果

### 講じた措置

#### ア 未収金について

当年度末の過年度未収金は59,763千円であり、前年度末の59,904千円から141千円減少している。

しかしながら、当年度は新たな過年度未収金が発生しており、また、決算時において未収金計上後6月以上経過し、回収に注意を要する破産更生債権等の総額も前年度末の60,127千円から、当年度末は60,395千円と268千円増加している。

未収金の新たな発生を防止するとともに、速やかに法的措置を講じるなど、適正な債権管理を行い、回収に努めること。

平成30年度末の破産更生債権については、債務者に対する督促等に努めた結果、平成31年4月から10月31日までに719千円を回収している。

債務者との面談や法的措置の検討などを行い、 未収金の回収を進めるなど、適正な債権管理に努 めている。

## 【2 意見】

## 監査の結果

## 講じた措置

## ァ 経営状況について

当年度の経常損益は、クルーズ船団体や県内受注の一般客の減などによる貸切部門の大幅な減収、並びに軽油価格の高騰及び減価償却費の増による費用の増加などにより2億6,217万円の損失で、前年度より2億1,931万円収支が悪化している。

また、当年度の事業収支については、純損失が2億6,572万円で、前年度より10億1,908万円収支が悪化しているが、これは前年度の特殊要因として特別利益に新幹線建設工事に伴う交通局敷地内残地補償金8億741万円が計上されていたことによるものである。

交通事業を取り巻く経営環境は、高齢化や少子化による人口減少等社会情勢の変化、乗務員の確保難や軽油価格の高騰など厳しい状況にあり、今後もこの状況は継続することが予想されることから、大幅な収支改善が必要となる。

長崎県交通局経営計画に盛り込まれた経営方針及びその具体的な戦略に基づき、職員一体となって経営基盤の強化に努める必要がある。

交通局においては、平成30年3月に策定した中期経営計画に基づき、経営の健全性の確保を前提に、地域に必要な生活交通の確保と本県観光振興への貢献を基本として、県民生活の維持・向上に努めていくこととしている。

今年度においては、乗合事業で、高速シャトルバス及び空港リムジンバスが堅調に推移している。貸切事業では、受注回復に向けた営業の強化を図っている。また、未利用地の売却や公用車の削減など、経営改善に向けて積極的に取り組んでいる。

今後とも交通局、職員が一体となって同計画に 沿った具体的な取り組みを推進していく。 

 長崎県監査委員
 濵本
 磨毅穂
 様

 長崎県監査委員
 砺山
 和仁
 様

 長崎県監査委員
 山田
 朋子
 様

 長崎県監査委員
 山本
 由夫
 様

長崎県知事 中村 法道 印

令和元年度長崎県公営企業会計定期監査結果に 係る措置について(通知)

令和元年 9 月25日付け H31-21000-00559の監査結果の報告に基づき、別紙のとおり措置を講じたので通知します。

# 令和元年度長崎県公営企業会計定期監査結果に係る措置

会計:長崎県港湾整備事業会計 所管部局:長崎港湾漁港事務所

### 【1 指摘事項】

## 監 査 の 結 果

### 講じた措置

#### ア 土地の貸付契約について

電柱等の設置用地のため九州電力(株)及び(株)長崎ケーブルメディアと土地貸付契約を締結していた住宅団地マリンヒル三京(平成28年度までに完売)の4区画について、当該土地の売却に伴って契約解除すべきところ、そのまま契約更新を続け、当年度において契約解除及び貸付料の返還が行われている。再発防止策を講じ、適正な事務処理を行うこと。

土地売却後の契約や登記事務等において電柱類の 有無や解除手続きの有無を確認するよう手続きを改 めました。

## イ ヤギ・羊による除草の委託契約等について

当年度、福田神ノ島地区の未売却地(0.65ha)の除草を行うに当たり、ヤギ・羊による除草を行った場合の「効率性や経済性について効果の検証を行い、今後の県有地管理の一手段として導入していけるかを検討する」ことを目的として、NPO法人と委託契約を締結している。

しかしながら、業務実績報告書提出後に行われるべき委託目的(ヤギ・羊による除草導入の是非)に係る検討について、その内容が書面として残されていないため、実際に検討が行われたのか、あるいは、どのような検討結果になったのかが確認できず、実績報告を踏まえた効果の検証等が十分に行われているとは認め難い。

また、今後もヤギ・羊による除草を継続的に検証することとして、ヤギ・羊の逃避防止柵を同法人から購入しているが、その購入伺いは業務実績報告書提出前に起案されており、書面上、検討結果に基づく購入判断があったとは認め難い。

委託事業に係る効果の検証や判断については、実 績報告を踏まえ十分に行うとともに、その結果を書 面として明らかにしておくこと。

なお、この委託事業は令和元年度も実施しているが、より効果的な事業となるようしっかり検証していくべきである。

より効果的な事業となるよう、業務実績報告書を 踏まえて、十分な検証を行うとともに、検証結果に 基づく判断などの意思決定についても、今後は、そ の内容を書面に残すようにいたします。

## ウ 福田神ノ島地区の道路新設に係る測量設計業務委 託契約について

当年度、福田神ノ島地区において、2件の道路新設に係る測量設計業務を1本の委託で発注しているが、その経費について、長崎市の都市公園隣接地に予定している新設道路(道路B)分は資本的支出、未売却地の販売区画を分割するための新設道路(道路A)分は収益的支出として、それぞれの設計額の比率で按分して計上している。

しかしながら、契約時の収益的支出と資本的支出の按分に当たっては、資本的支出である道路Bでは設計額をそのまま計上しているのに対し、収益的支出である道路Aでは設計額から落札額と全体設計額(道路A分+道路B分)との差額を減額している。

契約額の按分については、県で一般的に行われているように、それぞれに設計額と落札額の比率である落札率を乗じて算出することが妥当であるが、特別な理由がないままこの方法によらなかったため、収益的支出の額が通常よりも低く設定されている。

適正な会計処理を行うこと。

按分方法の修正により発生した差額については過年度損益修正損として令和元年度の損失とするとともに、完成土地に過大計上されている福田神ノ島地区は減額修正いたしました。

# 令和元年度長崎県公営企業会計定期監査結果に係る措置

会計:長崎県港湾整備事業会計 所管部局:長崎港湾漁港事務所

#### [ 2 意見】

#### 監査の 結 果

#### 講 じ た 措 置

#### 経営状況について

当年度の事業収支は、純損失が2億4,708万円と なっており、その結果、累積欠損金は22億1,127万円 却などにより、繰越欠損金を有する状況に加え、平 に増加している。

当年度は、土地売却収益が前年度に比べ 1 億332万 円増加し、それに伴い、営業費用である土地売却原 価も前年度に比べ1億7,557万円増加しているもの の、小瀬戸地区の法面工事終了などにより維持工事 費が減少し、また、たな卸資産の時価評価などによ る資産減耗費が減少したため、収支が改善してい

また、当会計には土地造成に係る借入金等もな く、売却による収益はそのまま当年度の資金増とな る状況にある。

当会計は令和2年度までに閉鎖されることとなっ ており、過去に投下した資金を回収する観点から も、積極的に土地売却を推進すべきである。

なお、多額の累積欠損金となっているが、自己資 本金が83億6,394万円と大きく、累積欠損額を加味した資本合計額は66億8,051万円、預金としても23億 4,043万円を有していることから、経営に支障はな 110

当会計の経営状況については、土地の原価割れ売 成26年度の地方公営企業会計基準の見直しに伴い、 たな卸資産の評価について低価法が義務づけられた ことにより、多額の累積欠損金を計上しておりま

しかしながら、平成19年度に借入金の全額償還を 行っており、平成28年度には住宅団地マリンヒル三 京を完売、平成29年度は工業団地9件、平成30年度 は工業団地を4件、令和元年度はこれまでに工業団 地3件を売却するなど過去に投下した資金の回収に 努めています。

今後も、未売却地の早期売却を図ってまいりま す。

#### 土地売却について

当会計における造成土地の売却実績は、当年度に おいては4件、16,312㎡であり、前年度より12,242 m減少しており、当年度の売却目標 (20,000m²)も 達成していない。

当年度においては、福田神ノ島地区の一部区画に おける販売下限面積や販売単価の見直しによる売却 条件の向上、引き合いがあった企業との継続的な情 報交換、県や長崎市の企業誘致所管部局と連携しな がらの営業活動などにより売却促進に努めていると ころであるが、当年度末、長期貸付土地を除く未売 却地はまだ18.7haあり、そのほとんどは福田神ノ島 及び沖平の2地区に残っている。

関係部局等とのより一層の連携を図りながら、令 和2年度までの当会計閉鎖に向けて、さらなる売却 促進に取り組むべきである。

令和元年11月29日現在の土地売却状況について は、沖平地区で2件(1,493.77㎡)、神ノ島地区で 1件(12,000.27㎡)となっております。

福田神ノ島地区については、平成30年度におい て、一部区画において鑑定評価による価格の見直し のほか、新たな売却促進策として、既存立地企業へ の割引販売、下限面積の見直し、リース業者への分 譲を分譲条件に追加するなど売却促進に努めており

また、分譲チラシやホームページ等を活用しての 広告宣伝や、土地の引き合いのあった相手先企業と 継続的な情報交換を積極的に行っております。今後 も、継続して企業誘致部局と連携しながら、残る土 地のさらなる売却促進に努めてまいります。

さらに、平成30年10月に立ち上げた会計閉鎖対策 検討会議等で情報を共有し、未売却地の売却促進等 を図ってまいります。

## 非売却地の移管について

会計閉鎖に向けた取り組みのうち非売却地の移管 推進業務については、当年度、庁内関係部局で「会 計閉鎖対策検討会議」を立ち上げ、会計閉鎖までに 移管できなかった非売却地に係る移管先候補を明確 にするなど移管協議を進めている。

また、毛井首地区、三重地区及び小江地区の道路 移管のための舗装工事を行うなど条件整備にも努め ているところであるが、当年度の移管実績は福田神 ノ島地区及び三重地区の2件にとどまっている。

令和2年度までの当会計閉鎖に向けて、非売却地 の移管推進業務を着実に進めていくべきである。

令和元年度は、小ヶ倉柳地区公園 1 箇所(786.56 ㎡)を公募により売却しました。また、移管可能箇 所については、随時、条件整備工事等を実施してお り、工事完了後、長崎市へ移管を行うこととしてお ります。

会計閉鎖対策検討会議を随時開催して検討を行っ ており、今後も、本庁と一体となり同会議において 長崎市との移管協議状況や、長崎市が受け入れ困難 となる非売却地の処分等に関して協議を行ってまい ります。